

産業統計部会の審議状況について  
(農林業センサス) (報告)

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
1 計画の変更 (1) 調査の名称	○調査実施年の西暦の末尾が「0」か「5」かにかかわらず、調査名称を「農林業センサス」に統一	●			・ <b>適当</b> と整理 (調査名称について統計利用者に紛れが生じる懸念を解消するもの)
(2) 調査対象の属性的範囲	○調査対象の属性的範囲から、森林施業計画に従って施業を行う者を削除〔農林業経営体調査票〕	●			・ <b>適当</b> と整理 (関係する制度の廃止に伴うもの)
	○客体候補名簿の見直し〔農林業経営体調査票関連〕	●	●	●	・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (農地の貸し手として重要な自給的農家及び土地持ち非農家が貸している耕地面積について、継続把握が必要。また、農業経営体における新規就農の実態把握の観点から、過去5年間に経営を新たに開始したか否かの継続把握の必要性について再審議) 〔別紙参照〕
(3) 主な調査事項 ＜農林業経営体調査票＞	ア 農業・林業経営における労働力のよりの確な把握				
	①内部労働力を把握する調査事項の追加・変更等	●	●		・ <b>おおむね適当</b> と整理 (報告者負担の抑制にも配慮しつつ、政策ニーズを踏まえた必要なデータの把握・整備を図るもの) ◆ただし、地域農業の核である農家世帯の実態を的確に分析する観点から、「世帯主との続柄」について継続把握が必要 また、個人経営体の世帯員及び団体経営体の構成員の記入欄が不足した場合には、補助票に記載する旨の注釈が必要。
	②外部労働力(常雇い・臨時雇い)のよりの確な把握	●	●		・ <b>おおむね適当</b> と整理 (政策ニーズを踏まえた必要なデータの把握・整備を図るとともに、他の統計との比較可能性の向上等に寄与) ◆ただし、常雇いについて、記入欄が不足した場合には補助票に記載するとともに、従事日数の合計には補助票記載分を含む全員分を記載する旨の注釈が必要
	イ 報告者負担の軽減にも配慮した農業経営における生産基盤のよりの確な把握				
	① 所有土地に関する調査事項の変更		●	●	・ <b>第3回部会において引き続き審議</b> (調査結果の利活用の観点から、経営している田及び畑のうち、過去1年間に何もつくらなかった田・畑の面積の継続把握の必要性について再審議)

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
	②作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (野菜・果樹類の品目コードについて、 漁業センサスを参考に、根菜類・葉菜類等に区分・類型化するなどの工夫余地について再審議)
	ウ 農産物・林産物の販売状況及び農作業・林業作業の受託(請負)に関するよりの確な把握				
	①農産物・林産物の販売金額(売上高)階級区分に係る選択肢の統合・細分化		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (調査結果の利活用の観点から、「50～500万円未満」の金額階級区分の細分化及び1億円以上の実額把握等について再審議)
	②農作業・林業作業の受託(請負)料金収入金額階級区分に係る選択肢の統合・細分化		●	●	
	エ 行政ニーズの変化を踏まえた農業経営の特徴的な取組に関する調査事項のよりの確な把握				
	①青色申告の実施状況を把握する調査事項の追加		●		・適当と整理 (政策ニーズを踏まえた必要なデータの把握・整備を図るもの)
	②有機農業に取り組んでいる品目別作付(栽培)面積を把握する調査事項の追加		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (審査業務の負担軽減及び調査結果の正確性の確保等の観点から、記入漏れか非該当か判別可能となるような工夫について再審議)
	③農業経営におけるデータの活用状況を把握する調査事項の追加		●	●	・第3回部会において引き続き審議 (報告者の視点から、把握対象とする「データ」の定義や選択肢の注釈の明確化、複数の選択肢への該当可能性について再審議)
	④農業以外の業種からの資本金・出資金の提供状況を把握する調査事項の削除			●	(第3回部会で審議)
	⑤環境への負担を軽減した農産物の栽培状況を把握する調査事項の削除			●	
	オ 環境変化を踏まえた農業生産関連事業に関するよりの確な把握			●	
	カ 林業経営のよりの確な把握			●	
	キ その他、本調査を取り巻く環境変化に対応した調査事項の見直し			●	
<農山村地域調査票(市区町村用)>	①森林面積を把握する調査項目の内訳区分の追加			●	

項目	変更内容等	部会審議			審議の状況
		第1回	第2回	第3回	
	②旧市区町村別の総土地面積・林野面積を把握する調査項目の削除			●	
<農山村地域調査票（農業集落用）>	①立地条件及び農業集落の概況を把握する調査事項の削除			●	
	②寄り合いの開催と地域活動の実施状況を把握する調査事項の変更			●	
(4) 報告を求めるために用いる方法等	①オンライン調査の全面導入			●	(第3回部会で審議)
	②農山村地域調査票（農業集落用）における郵送調査の導入及び民間事業者の活用			●	
(5) 集計事項	○調査事項の追加・削除等に伴う集計事項の変更			●	
2 前回答申（平成25年8月）における課題への対応	①国勢調査等の情報の活用			●	
	②集落営農組織の進展による農業の生産構造への影響の把握			●	
	③経済センサス-活動調査との連携			●	

※ 第1回（第79回産業統計部会）は平成30年6月1日（金）に、第2回（第82回産業統計部会）は平成30年6月21日（木）に開催。第3回（第85回産業統計部会）は平成30年7月19日（木）に開催予定

2015年ベース(旧)案 一表一

この様式は調査員の方が聞き取りにより記入してください。

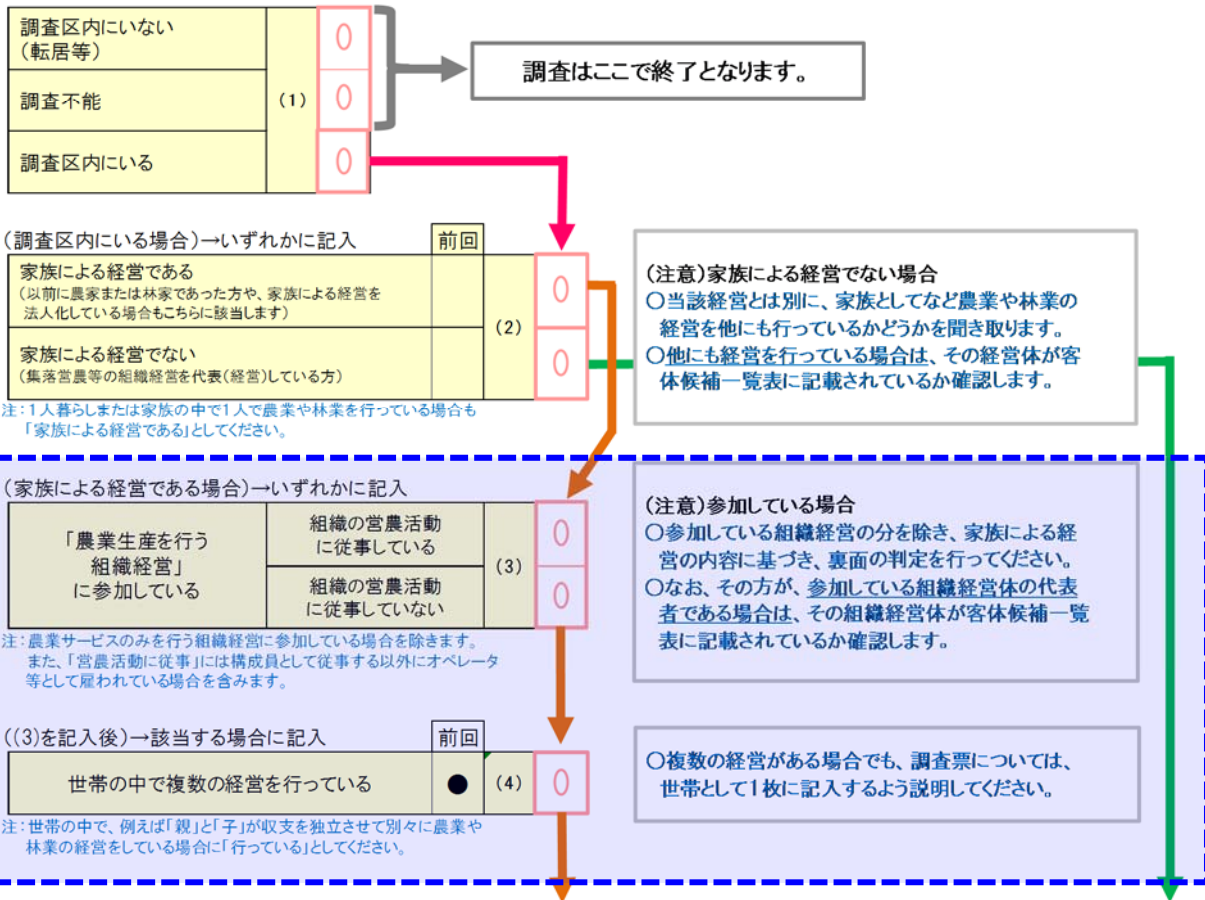
秘

2015年農林業センサス 農林業経営体調査 客体候補名簿

	都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	客体番号
名称						
基本指標番号						
修正がある場合→	8	8	8	8	8	8
住所又は所在地	町丁・字・番地・号				ビル・マンション等名(階、号室まで)	
修正がある場合→						
経営体の名称					経営主の氏名(代表者)	
修正がある場合→					修正がある場合→	
郵便番号			-		電話番号	
修正がある場合→	8	8	8	8	8	8

注:電話番号は、「-」(ハイフン)を除いて市外局番から左づめで記入してください。

調査客体の状況について、いずれかに記入してください。



削除

当該経営について、引き続き裏面の判定を進めてください。



2020年ベース（新）案 一表一

この様式は調査員の方が聞き取りにより記入してください。

秘

2020年農林業センサス 農林業経営体調査 客体候補名簿

	都道府県	市区町村	旧市区町村	農業集落	調査区	客体番号										
名称																
基本指標番号																
修正がある場合→	8	8	8	8	8	8										
住所又は所在地	町丁・字・番地・号				ビル・マンション等名(階、号室まで)											
修正がある場合→																
経営体の名称					経営主の氏名(代表者)											
修正がある場合→					修正がある場合→											
郵便番号		-			電話番号											
修正がある場合→	8	8	8	-	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

注：電話番号は、「-」(ハイフン)を除いて市外局番から左づめで記入してください。

調査客体の状況について、いずれかに記入してください。

調査区内にいない(転居等)	(1)	0
調査不能		0
調査区内にいる		0

調査はここで終了となります。

(調査区内にいる場合)→いずれかに記入

家族による経営である (以前に農家または林家であった方や、家族による経営を法人化している場合もこちらに該当します)	前回	(2)	0
家族による経営でない (集落営農等の組織経営を代表(経営)している方)			0

注：1人暮らしまたは家族の中で1人で農業や林業を行っている場合も「家族による経営である」としてください。

(注意)家族による経営でない場合  
○当該経営とは別に、家族としてなど農業や林業の経営を他にも行っているかどうかを聞き取ります。  
○他にも経営を行っている場合は、その経営体が客体候補一覧表に記載されているか確認します。

裏面から移動

前回値	(a)	(ha)	(a)				
	(畝)	(町)	(反)				
所有している面積のうち、耕作を放棄している面積を記入してください。 (過去1年以上作付けしておらず、数年の間に再び作付けする考えのない土地)	(3)	8	8	8	8	8	8

当該経営について、引き続き裏面の判定を進めてください。



(5)~(11)で該当するものすべてに記入してください。

		前回		
農業	経営耕地面積が30a以上である	(5)	0	
	右下の表(物的指標)に示す規模以上の経営を営んでいる	(6)	0	
	農作業及び選果選別等の受託(農業サービス)を行っている	(7)	0	
林業	保有山林面積が3ha以上で	過去5年間に育林又は伐採を行っている	(8)	0
		2015年を計画期間に含む「森林施業計画」又は「森林経営計画」を作成している	(9)	0
	委託を受けて造林・保育を行っている	(10)	0	
	委託を受けて又は立木を購入して200m <sup>2</sup> 以上の素材生産を行っている	(11)	0	

いずれにも記入がない場合

いずれかに記入がある場合

学校、試験場などである (いずれかに記入)	該当する	(12)	0
	該当しない		0

「現在の土地に関わる状況」の記入へ

削除・変更

((12)で「該当しない」に記入がある場合)

過去5年間に経営を (いずれかに記入)	新たに開始	(13)	0
	以前から実施		0

**調査票を配布**

- 名簿の(2)が「家族による経営である」場合  
→調査票1ページの「家族経営の方は」に
- 名簿の(2)が「家族による経営でない」場合  
→調査票1ページの「組織経営の方は」に必ずチェックを記入してください。

表面へ移動



削除

現在の土地に関わる状況を記入してください。	前回値	(a)	(ha)	(a)
	(畝)		(町)	(反)
所有している面積 (すでに、山林・原野化した耕地は含みません。) (田・畑・樹園地の面積の合計)	(14)	8	8	8
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)	(15)	8	8	8
うち、耕作を放棄している面積 (過去1年以上作付けしておらず、数年の間に再び作付けする考えのない土地)	(16)	8	8	8
借りている耕地 (1年のうち、1作だけの期間を借り入れ、残りの期間を貸し主が利用した耕地は除く。)	(17)	8	8	8
経営耕地面積((14)-(15)-(16)+(17))	(18)	8	8	8
保有山林面積 (所有している山林のうち、貸している山林を除き、借りている山林を含めた面積)	(19)	8	8	8

過去1年間の農産物販売金額が (いずれかに記入)	販売なし又は15万円未満	前回	0
	15万円以上50万円未満	(20)	0

物的指標

- 露地野菜作付け面積が15a
- 施設野菜栽培面積が350m<sup>2</sup>
- 果樹栽培面積が10a
- 露地花き栽培面積が10a
- 施設花き栽培面積が250m<sup>2</sup>
- 搾乳牛飼養頭数が1頭
- 肥育牛飼養頭数が1頭
- 豚飼養頭数が15頭
- 採卵鶏飼養羽数が150羽
- プロイラー年間出荷羽数が1,000羽
- その他調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円に相当する事業の規模

調査はここで終了となります。

No.



2020年ベース（新）案 一裏一

(4)～(10)で該当するものすべてに記入してください。

		前回	
農業	経営耕地面積が30a以上である		(4) 0
	右下の表(物的指標)に示す規模以上の経営を営んでいる		(5) 0
	農作業及び選果選別等の受託(農業サービス)を行っている		(6) 0
林業	保有山林面積が3ha以上で	過去5年間に育林又は伐採を行っている	(7) 0
		2015年を計画期間に含む「森林経営計画」を作成している	(8) 0
	委託を受けて造林・保育を行っている		(9) 0
	委託を受けて又は立木を購入して200㎡以上の素材生産を行っている		(10) 0

いずれにも記入がない場合

いずれかに記入がある場合

学校、試験場などである (いずれかに記入)	該当する		0
	該当しない	(11)	0

「現在の土地に関わる状況」の記入へ

調査票を配布

現在の土地に関わる状況を記入してください。	前回値	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
	(畝)	(ha)	(町)	(反)	(畝)	(畝)	(畝)
所有している面積 (すでに、山林・原野化した耕地は含みません。) (田・畑・樹園地の面積の合計)		(12)	8	8	8	8	8
うち、貸している耕地 (1年のうち、1作だけの期間を貸し付け、残りの期間を自らが利用した耕地は除く。)		(13)	8	8	8	8	8
経営耕地面積		(14)	8	8	8	8	8
保有山林面積 (所有している山林のうち、貸している山林を除き、借りている山林を含めた面積)		(15)	8	8	8	8	8

継続

		前回	
過去1年間の農産物販売金額が (いずれかに記入)	販売なし又は15万円未満		0
	15万円以上50万円未満	(16)	0

調査はここで終了となります。

- 物的指標
- 露地野菜作付け面積が15a
  - 施設野菜栽培面積が350㎡
  - 果樹栽培面積が10a
  - 露地花き栽培面積が10a
  - 施設花き栽培面積が250㎡
  - 搾乳牛飼養頭数が1頭
  - 肥育牛飼養頭数が1頭
  - 豚飼養頭数が15頭
  - 採卵鶏飼養羽数が150羽
  - プロイラー年間出荷羽数が1,000羽
  - その他調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円に相当する事業の規模

No.

## 第82回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成30年6月21日（木）9:55～12:35

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

河井 啓希（部会長）、川崎 茂、西郷 浩

【専門委員（農林業センサス関連）】

鈴村 源太郎（東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科 教授）

納口 るり子（筑波大学生命環境系 教授）

【審議協力者（農林業センサス関連）】

岸本 淳平（公益社団法人日本農業法人協会経営支援課 課長）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：窪田課長ほか（海面漁業生産統計調査関連）

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長ほか（農林業センサス関連）

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村審査官、宮内調査官ほか

4 議 題

（1）海面漁業生産統計調査の変更について

（2）農林業センサスの変更について

5 概 要

- 始めに、海面漁業生産統計調査について、第80回部会において整理・報告等が求められた事項に対する調査実施者の説明を踏まえ、審議を行った。その結果、市町村別集計については、一定の利活用ニーズは認められるものの、公表の継続に必要なリソースの確保が困難となっている中、漁港港勢調査の活用を含め、可能な限り地方公共団体をサポートすることとしていることや、本調査全体の正確性を確保することを勘案し、廃止はやむを得ないものと整理された。

その後、部会長から示された海面漁業生産統計調査に係る答申の骨子（案）について審議を行った。その結果、今回の変更計画に含まれていなかったものの、漁獲量等の市町村



別集計の廃止要因となっている調査方法の変更や、統計利用者への支援等についても答申案に盛り込むこととした上で、答申案の方向性についてはおおむね了承された。

- 引き続き、農林業センサスについて、第79回部会において整理・報告等が求められた事項に対する調査実施者の説明を踏まえ、審議を行った後、審査メモのうち、「報告を求める事項」の一部について審議を行い、調査実施者において整理の上、次回部会において改めて審議することとされた一部の事項を除き、変更内容については適当と整理された。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

#### 【海面漁業生産統計調査関連】

##### (1) 前回部会で再確認・整理が必要とされた事項に係る再審議

- ・ 漁獲量等の市町村別集計の廃止は、正確な統計を効率的に作成することと活用ニーズへの対応について、どのように折り合いを付けるかの問題である。農林水産省における調査実施体制の現状等を踏まえれば、廃止もやむを得ないのではないか。そのような中で、可能な範囲で統計利用者を支援したいとする調査実施者の姿勢は理解できる。

- ・ 代替データとして想定されている漁港港勢調査結果と本調査の市町村別統計のデータを比較すると、同じ属人のデータであるにもかかわらず、乖離が大きい市町村も見られるが、その原因は何か。また、個票データに遡れば、市町村別集計を行うことも可能なのか。

→ 結果に違いが生じる原因としては、漁港港勢調査では、漁港以外の「港湾」に水揚された分は計上されないこと、漁業協同組合の本所と支所の所在市町村が異なり、支所の管内に漁港がない場合には、本所に一括計上されることなど、把握方法の違いが主な要因と考えている。

また、本調査では、従来は、市町村別集計のために市町村単位に調査票を作成してもらっていたものを、原則として、本所単位で一括して作成してもらう方法に変更するため、個票レベルでも市町村別集計結果は提供できなくなる。ただし、漁業協同組合の合併が進んでいない1漁業協同組合に所属する漁業者が1市町村に所在している場合などは、市町村別集計が可能であるため、要請があれば提供して参りたい。

- ・ 整理すれば、市町村別集計を廃止するというよりも、市町村別に継続して調査することが困難となり、その調査を廃止することに伴い、変更後も漁業協同組合が1つの市町村だけを報告対象としている場合を除き、市町村別集計の提供が困難となるという理解でよいのか。

→ そのとおりである。

- ・ 漁港港勢調査の結果を、代替情報として活用するのであれば、広く統計利用者のニ

ーズに対応するために、もっと早期に、かつ、広く公表することが必要と考える。また、市町村別集計の提供が可能としている一部の集計結果は、参考表として公表するのか、あるいは、二次利用として、都道府県等からの要望に応じて特別集計するのか。

→ 漁港港勢調査の結果については、全国分を取りまとめて公表しているため、全体の公表が遅くなっているが、県内集計結果を早期に公表している県もあると聞いていることから、当該業務統計を所管する部局に、公表の早期化や調査結果へのアクセスの向上についても働きかけたいと考えている。また、市町村別集計の提供が可能な部分について、具体的な対応は、今後検討していきたいが、たぶん二次利用による対応になるのではないかと考えている。

- ・ 漁港港勢調査については、港湾に水揚されたものは把握できないとのことであるが、そのような例はどの程度あるのか。また、公表の迅速化と調査結果へのアクセスの向上を図ることに加え、本調査の市町村別統計による結果との比較検証を行う上で必要な過去の漁港港勢調査のデータについても提供する必要があるのではないか。  
→ 港湾に水揚されているものがどの程度あるかについては、把握していない。また、漁港港勢調査に係る過去データについては、既に公表されているため、比較可能である。
- ・ 市町村別集計については、一定の利活用ニーズは認められるものの、公表の継続に必要なリソースの確保が困難となっている中、漁港港勢調査の活用を含め、可能な限り地方公共団体をサポートするとしていることや、本調査全体の正確性を確保することを勘案し、廃止はやむを得ないものと整理する。また、特殊魚種別漁獲量の集計の廃止については、天然種苗の表章をやめても、天然種苗と人工種苗を合わせた販売量は従前どおり公表されることから、適当と整理する。

## (2) 答申骨子(案)について

- ・ 市町村別集計の廃止については、単に集計表の一部を廃止するという変更ではなく、調査方法を変更することに伴う結果であることから、調査方法の変更についても答申案に盛り込む必要がある。  
→ 今回の変更内容が調査計画においても明確になるよう再整理した上で、部会長とも相談し、答申案に盛り込むこととしたい。
- ・ 市町村別集計結果に対する需要がない訳ではなく、また、一部の都道府県では、独自にデータを保有し、それを活用している旨の説明もあった。このため、研究者などの一般統計利用者が、これらのデータにアクセス出来る仕組みを講じることにしても、答申案に盛り込んでほしい。  
→ 同意見であり、市町村別統計の廃止に伴う統計利用者へのサポートについて、答申案に盛り込んでほしい。

- ・ 指摘を踏まえ、市町村別調査の廃止に係る調査方法の変更に関する記述を追加するとともに、統計利用者へのサポートについても、今後の課題として追加することとしたい。

## 【農林業センサス関連】

### (1) 前回部会で再確認・整理が必要とされた事項に係る再審議

- ・ 新規就農者調査（一般統計調査）で毎年把握している新規参入者数と、農林業センサスで把握している5年前から新設・不連続となっている販売農家数との乖離の要因は何か。農林業センサスの数値には不連続の販売農家数がかなり含まれているため、新設した販売農家数は分からないのではないかと。  
→ 改めて整理し、次回部会において回答したい。

### (2) 報告を求める事項の変更（農林業経営体調査票の変更）

#### ア 所有土地に関する調査事項の変更

- ・ 転作政策が大きく変わる中、田の利用状況も変化することが予測されるが、政策転換に伴う影響を検証するためには、経営している田のうち、「稲以外の作物だけを作った田」の項目を引き続き把握することが有用ではないかと。  
→ 経営耕地面積のうち「稲以外の作物だけを作った田」の面積は削除し、作付け延べ面積を把握する中で小麦と大豆のみ内訳として「田で作付」した面積を新たに把握することとし、転作面積は基本的に把握しない計画であるが、改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
- ・ 経営している田・畑のうち、何もつくらなかった田・畑それぞれの面積を把握する項目については削除することとしているが、経営内部において作付をしていない農地の量は、経営分析において重要なデータであることから、引き続き把握する余地はないかと。  
→ 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。
- ・ ハウス・ガラス室の加温温室の実面積を把握する項目の利活用において、二酸化炭素排出量の算出に用いる「A重油の標準使用量」については、別途行う聞き取り調査結果を基に作成としているが、当該数値により二酸化炭素排出量のデータが大きく変動する要因となり得る。このため、丁寧に把握する必要があるが、適切に把握されているのか。  
→ 政策部局において、適切に把握されているものと考えている。

#### イ 作付け・栽培面積等に関する調査事項の変更

- ・ 作付け・栽培した野菜・果樹類については、全ての調査品目名をプレプリントす

る方式から、該当品目のコード番号を記入する方法に変更するとしているが、誤記入等は生じないのか。試行調査により検証しているのか。

→ 試行調査では検証していないが、漁業センサスなど、コード番号により把握している例もあることから、特に問題なく把握可能であり、調査の効率化が図れるものと考えている。

- ・ 野菜・果樹類の品目コード（3桁）を記入する項目について、報告者にとっての分かりやすさや誤記入防止等の観点から、例えば、野菜類については、根菜類、葉菜類、茎菜類、果菜類を2桁目のコード番号で区分するなど、検討してほしい。

#### ウ 農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分等に係る選択肢の統合・細分化

- ・ 過去1年間の農産物・林産物の販売金額（売上高）階級区分のうち、これまでの50万円から500万円までの4つの階級区分を「50～500万円未満」に統合することとしているが、当該階層で農業経営体全体の4割強を占めている中、当該階層における所得・総売上上の推計・分析に資する観点から、「50～100万円未満」「100～300万円未満」「300～500万円未満」の3区分にする余地はないか。

- ・ 「5億以上」の場合に実額記入（億円単位）を求めることとしているが、大規模な経営体ほど会計処理がしっかり行われていること、また、現在の変更案における1億円以上の選択肢が1億円刻みとなっているので、個体特定化の観点からも数値を記入しているのと実質的に差がないことから、利活用の観点も踏まえ、「1億円以上」について実額記入を求めることが適切ではないか。

→ 法人経営であれば、決算書類があるため、実額記入は可能であり、「億円」単位ではなく、「千万円」単位で実額記入を求める方が統計上も有用ではないか。

→ 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。

#### エ 有機農業に取り組んでいる品目別作付（栽培）面積を把握する調査事項の追加

- ・ 調査結果の正確性の確保等の観点から、有機農業に取り組んでいないのか、記入漏れなのかを判別できるように記入方法を工夫すべきではないか。

→ 改めて整理・検討し、次回部会において回答したい。

#### オ 農業経営におけるデータの活用状況を把握するための調査事項の追加

- ・ 報告者の記入に当たっての分かりやすさの観点から、「データ」の定義及び選択肢の違いが明確になるよう、注記を工夫すべきではないか。

- ・ 現行案では、活用状況について選択肢の中から該当するもの1つを選ぶこととしているが、複数の選択肢に該当するケースもあり得るのではないか。

→ 政策部局とも相談・調整の上、次回部会までに整理・検討したい。

## 6 今後の予定

本日の部会において、海面漁業生産統計調査については、答申案の方向性について合意が得られたことから、今後、答申（案）を作成・調整した上で、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づく書面決議を行い、7月20日（金）に開催予定の第124回統計委員会において、報告することとされた。

また、農林業センサスについては、次回部会を平成30年7月19日（木）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとし、本日の部会の結果については、7月20日（金）に開催予定の第124回統計委員会において、河井部会長から報告することとされた。

（以 上）